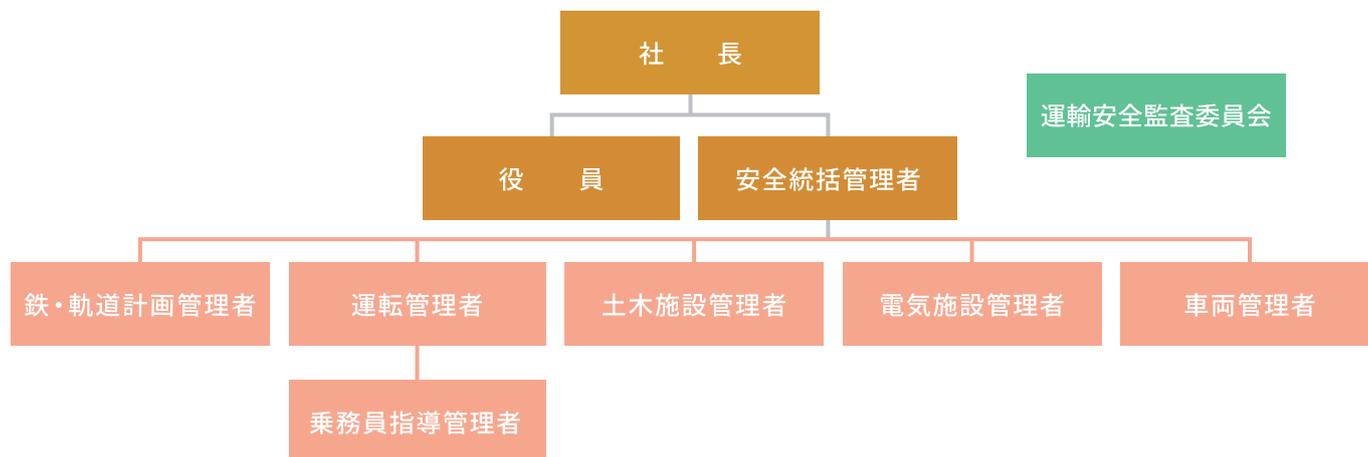


# 3. 安全管理体制と方法

## 3.1 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を以下のように定め、各管理者の役割を明確にした安全管理体制を構築しています。

### 安全管理体制



### 主な各管理者の役割

社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負います。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括します。
鉄・軌道計画管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括します。
運転管理者	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括します。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質（適性・知識および技能）の維持に関する事項を管理します。
土木施設管理者	安全統括管理者の指揮のもと、土木施設に関する事項を統括します。
電気施設管理者	安全統括管理者の指揮のもと、電気施設に関する事項を統括します。
車両管理者	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括します。
運輸安全監査委員会(委員長)	運輸安全監査に関する事項を統括します。

## 安全管理推進委員会

月に一度、社長以下、安全管理体制を構築する各管理者が出席し、輸送の安全に関わる各種事項について審議・検討・報告等を行っています。

### 安全管理推進委員会での主な審議事項および業務報告

審議事項	業務報告
<ul style="list-style-type: none"><li>輸送の安全確保に関する体制の見直し</li><li>安全方針、安全目標、安全重点施策の策定および見直し</li><li>輸送の安全確保に係る具体的施策の策定および見直し</li><li>輸送の安全確保に係る規則の策定および見直し</li><li>鉄道事故防止対策検討委員会の検討内容およびその対策の実施状況の検証</li><li>安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の策定計画および実施結果</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自然災害、第三者災害または長時間の輸送障害あるいは多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる事態が自社、他社において発生した場合にその内容</li><li>輸送の安全を損なう事態、輸送の安全を損なうおそれのある事態が発生した場合にその内容</li><li>事故の芽に関する事項</li></ul>

## 内部監査とマネジメントレビュー

### (1) 運輸安全マネジメントに係る内部監査等

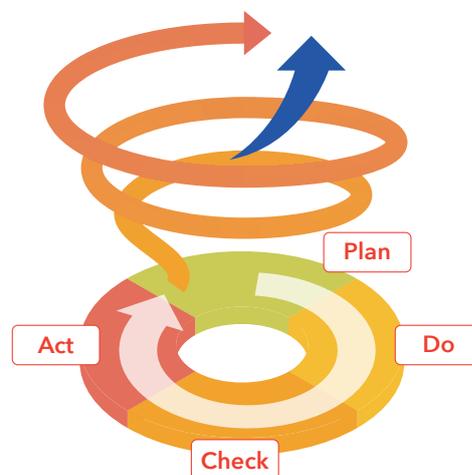
鉄道輸送の安全性を向上させるため、運輸安全マネジメントに関する取り組み状況に対して毎年運輸安全監査を実施しています。この監査は経営管理部門スタッフによる運輸安全監査委員会が実施し、より安全性を向上させるために必要な事項について指摘します。監査実施から半年後に進捗の確認（フォローアップ監査）を行い、次年度の運輸安全監査で改善されていることをチェックして、PDCA サイクルを回し、鉄道輸送の安全性をスパイラルアップするよう取り組んでいます。

### (2) 鉄道事業部が行う内部監査等

鉄道事業部においても内部監査を実施し、各部門における鉄道施設・電気施設・設備・車両等の整備・管理状況を監査することにより、現業業務の改善と能率向上を図っています。

### (3) マネジメントレビュー

安全管理体制が適切に機能していることを評価し、必要に応じて見直し・改善するためにマネジメントレビューを実施しています。会議の中で、当年度の振り返りを行い、結果を翌年の安全重点施策等に反映させています。



## 社長、安全統括管理者による現場との関わり

経営トップ層が定期的に現業部門の巡視・視察を行っており、その際には現業部門所属部員とのフリーディスカッションの場を設けています。経営トップ層が各現場の安全に関する取り組み状況を直接、確認・把握するとともに、現業部門の思いや悩みについても意見交換をするなど、双方向のコミュニケーションの深化を図っています。



社長巡視



安全統括管理者巡視

## 3.2 現場における安全管理

### 睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 検査の実施

列車を運転するすべての監督者や運転士は、検査器具「パルスオキシメータ」を睡眠時に装着してSASの簡易スクリーニングを実施しています。その結果、SASの疑いが認められ精密検査で治療が必要と診断された者は、医師による治療を行う体制をとっています。

### 輸送の安全に関わる係員のアルコール検査の実施

乗務員・運輸課監督者・保守作業用機械等運転者・車両入換運転者等を対象に、アルコール検知器を用いて検査を実施しています。なお、一部対象者は検査時の顔写真も記録しています。



アルコール検知器



江坂運転係員室での検査 (対面点呼)



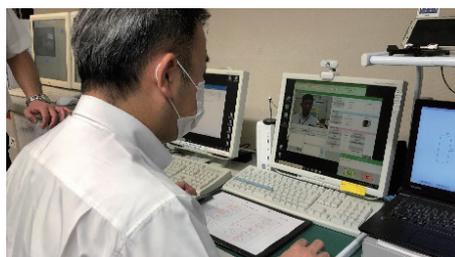
車両事務所での検査 (遠隔点呼)

### 乗務員の出退勤点呼の実施

乗務員を対象に、監督者による対面点呼を出退勤時に必ず実施しています。アルコール検査をはじめ健康状態の確認や服装の点検、携帯品の確認、矯正眼鏡・コンタクトレンズの装着状況の確認、時計の整正状況の確認を行うとともに、監督者から運転業務に関する重要事項等を通告しています。



乗務員の出退勤点呼



遠隔点呼システムによる対面点呼